

## 2024 年台風第 10 号により被災されたお客さまに対する

### 電気料金の特別措置について

2024 年 9 月 3 日  
北陸電力株式会社

2024 年台風第 10 号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社はこのたびの台風により災害救助法が適用された地域において、お申し出いただいたすべての被災されたお客さまに、以下の電気料金の特別措置を適用させていただきます。

#### 1. 適用対象

当社供給エリアの災害救助法が適用された地域\*において被災されたお客さま

※災害救助法の適用地域が追加された場合は当該地域も対象といたします。

<当社供給エリアの災害救助法が適用された地域（2024 年 8 月 31 日時点）>

【静岡県】 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

【神奈川県】 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

※災害救助法の適用地域については適宜更新されますので最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

#### 2. 特別措置の内容

<電気料金の支払期日 1 か月間延長>

被災されたお客さまの 2024 年 7 月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。）、8 月、9 月および 10 月分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を 1 か月間延長いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0 1 2 0 - 4 1 8 9 6 9

<月～金曜日 9 時～17 時（土日祝日・年末年始を除く）>

以上